

2022年難民動向分析—日本—

1. 難民認定状況など¹

(1)難民認定数及び人道配慮による在留許可

2022年の1年間で難民として認定された人数は202人であった。日本において難民条約に基づく認定が始まった1982年以降、過去最多である。前年の74人を大幅に超える認定者数を記録した。ただし、難民認定数が増加した背景には、認定者のうち147人を占めるアフガニスタンからの出身者の存在がある。そのうち100人以上は、いわば日本との関係を理由に迫害を受けるおそれがある日本大使館職員、及びその家族という極めて特殊な背景事情を有する人々である。このアフガニスタン難民と、2021年の軍事クーデターの影響で本国に帰国することが困難なことが明らかであるミャンマー難民26人を除いた、その他の国籍の難民認定者はわずか29人に留まっている。そのため、認定数の増加は例外的な状況によるものであると言わざるを得ない。他のG7諸国などと比較すると、難民認定数は依然として顕著に少ないままである。

難民として認定されなかったものの、法務大臣の裁量で在留を許可する「人道配慮による在留許可」の人数は、1,760人となり、2年連続で大幅に増加した。ただし、うち1,682人をミャンマー国籍者が占めており、難民認定数と同様に例外的な状況に起因するものである。また、就労制限などの条件面で、従来の人道配慮に劣化した在留資格が付与されているケースも含まれている。このように2022年に日本において庇護された人数は、例年より増加しているものの、これをもって直ちに庇護状況が改善されたと評価できない点には留意が必要である。

2022年におけるミャンマー出身者の認定状況の比較は、このことを端的に示す。例えばアメリカ、イギリス、カナダ、イタリアをはじめ多くの国では100%、フランスやドイツなどでもそれぞれ58.3%と63.6%である中、日本はわずか1.8%に留まっている。難民申請理由や入国時期・経緯などはそれぞれ異なるため、数字のみを比較して軽々に論じることはできないものの、この極端な認定率の差を見れば、日本の難民認定審査が他国と比較して極端に厳格であることに疑問を差し挟む余地はないだろう。なお、日本と比較されることが多い隣国の韓国でも、ミャンマー国籍者の認定率は18.9%となっており、日本の認定率の低さを際立たせている。

難民認定審査の平均処理期間は一次審査が33.3カ月、不服審査が13.3カ月であった。一次審査でおおよそ3年、不服審査までを含めると、おおよそ4年かかる計算になる。一次審査期間は前年に比べてやや延びており、法務省が定めた6カ月の目標を大幅に超過している。不服申し立ての審査期間は約7か月短縮されているが、長期にわたる審査期間の課題は依然として残っている²。日本の難民認定審査に対しては制度面で様々な課題が指摘されているが、仮に難民認否の判断が適切に行われているとしても、審査期間が長期に亘ることはそれ自体が極めて深刻な問題である。なお、難民として認定された者が、難民申請から認定を受けるまでに要した期間について、2016年までは回答していたが、その後は出入国在留管理庁（入管庁）が集計に「膨大な時間を要する」とし、回答していない対応が続いている³。

(2)難民申請

2022年の難民申請者数は3,772人となり、2,413人であった昨年よりも増加した。コロナ禍における入国制限などの影響で、2020～2021年にかけて減少していた申請者に占める「短期滞在」の割合は大幅に増加（前年比737%）し、コロナ禍前に近い水準に戻っている。

「真の難民の迅速な保護を図る」ことを目的に、入管庁が実施している案件振り分けの結果⁴によると、「難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高い案件」であるA案件の割合が増加している。申請中の在留資格の安定などのために、原則として申請後2カ月で特定活動6カ月（就労可）が付与されるA案件が拡大し、適正な審査の結果、認定されているのであれば歓迎すべきものである。ただし、昨年のA案件の増加は難民認定状況と同様に例外的

1 本稿で取り上げる難民に関する統計は、注で出典を示さない限り、出入国在留管理庁「令和4年における難民認定数等について」および「我が国における難民庇護の状況等」に基づく。また、入国者数などに関する統計は、e-Statに公開されている情報に依拠している。

2 なお、不服申し立ての審査期間の短縮を、必ずしも評価することはできない。本人が希望したにも関わらず口頭意見陳述が実施されないケースや、2023年の国会審議において明らかになった臨時班による迅速審査の影響が期間の短縮に影響している可能性も否定できないためである（詳細は「1(3)審査請求（不服申し立て）」を参照）。

3 内閣参質211第110号2023（令和5）年6月27日「参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書」。

4 振り分けの件数の変遷については、全国難民弁護団連絡会議「統計データ（RSD）案件振分け 2016-2022 全体」を参照[http://www.jlnr.jp/jlnr/wp-content/uploads/2023/05/STAT_RSD_%E6%A1%88%E4%BB%B6%E6%8C%AF%E5%88%86%E3%81%912016-2022_%E5%85%A8%E4%BD%93.pdf]。

な可能性が高く、今後も同様の傾向が続くかは不明である。いずれにしても、申請から認定までの期間が公表されていないため、振り分けが迅速な保護につながっているかを検証することができない。

「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している」とされ、在留資格が付与されないB案件の割合はさらに下がって約1%となった。つまり、初回申請の段階から、申請書類だけで「明らかに誤用・濫用」と判断できるケースは統計的にほとんどない。他方で、B案件と併せて「誤用・濫用」とされ、在留が許可されないC案件は1,131人となった。C案件は「正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している」とされる複数回申請案件を指す。同年の複数回申請の総数(1,202人)との差から、複数回申請者のうち、C案件以外に振り分けられたのは71人に留まることがわかる。

統計からこうした変化は読み取れるものの、A~D案件別の認定数は公表されていないため、振り分け判断の適正性を検証することはできない。また振り分け開始時に「運用について、外部の専門家が適正性を確認する仕組みを構築する」としていることを踏まえて設置された「難民認定制度の運用見直し状況検証のための有識者会議」は、2016年7月~12月までの間に全ての手続きを完了した案件を検証し、2018年10月末に結果を公表した第2回以降、5年以上に亘って行われていない。

入管庁の判断に基づき、難民申請中の在留に制限をかける仕組みである以上は、その判断の適正性は不断に検証されるべきである。例えば、B案件やC案件に振り分けられ、難民申請中に在留制限をかけられていた申請者が、後に難民認定されたケースがあれば、振り分け時の判断の適正性が問われる。実際に、これまでもC案件に振り分けられ在留期間の更新申請が認められなかった申請者が、後に裁判で難民として認定されたケースなどが報告されている⁵。その後、このケースでは、再申請を理由に在留を認めなかった入管庁の判断が、「著しく不合理で違法」と判じられ、国家賠償請求が認められている⁶。しかし、前述の通り、入管庁は案件振り分け別の認定数を公開しておらず、統計的にその判断の適正性を検証することができず、また外部有識者による検証も行われていない状況が続いている。

(3) 審査請求（不服申立て）

一次審査の結果を不服として、審査請求を行った人数は4,461人となり、前年比で約10%増加した。他方で、同年に判断が下された人数は5,232人であり、前年に比べて2,179人減少している。そのうち、「理由あり」とされた者は15人、「理由なし」とされた者は4,725人であり、審査請求における認定率は0.3%に留まった。

審査請求においては、「人格が高潔」「法律又は国際情勢に関する学識経験を有する」等の要件を満たすとされる者のうちから法務大臣が任命する難民審査参与員3人による審尋が行われる。第三者を審査に介入させることで、難民認定手続きの公正性、中立を高めるという制度の趣旨を鑑みれば、参与員による審尋は一次審査で調査官が作成した供述調書のみによらず、むしろそれとは独立した立場で、改めて申請内容や出身国情報等を検討することが求められる⁷。しかし、依然として、申請者が希望しているにもかかわらず、口頭意見陳述が実施されないケースが相当数存在している(1,298件)。

また、2023年の通常国会における審議で明らかになった通り、一部の参与員により構成された臨時班に集中的に案件が配分されている点も課題がある。2022年は118人の参与員がおり(4月現在)、合計4,870件が処理されているが、そのうち約65%にあたる3,065件をわずか13人の臨時班が担当していた。この案件は、入管庁が事前に「迅速な処理が可能かつ相当」と判断した案件であり、書面審査しか実施されていない。入管庁は、「事案の内容に応じて適切に判断している」と回答しているものの、実際に審査に携わっている参与員の側からも懸念や批判の声が上がっている⁸。

(4) 仮滞在許可・空港における難民申請

2022年に行われた仮滞在の許可判断は600件であり、許可された者は59人であった(約9.8%)。過去最低の許容率(約3%)であった2022年や、5%以下であった昨年と比較して若干改善が見られた。ただし、許可された者のうち23人は20歳未満であり、かつそのうち19人は乳児である点には留意が必要である。

空港における難民申請は9件であった。133件を記録した2017年を境に、2018年下半年から空港での申請件数は公表されなくなっていた。2022年に約3年半ぶりに公開され、この間、申請件数が大幅に減少していることが明らかになった(2018年：25件、2019年：21件、2020年：9件、2021年：1件)。入国制限の影響により、2020~2022年の外国人入国者数はコロナ禍

5 詳細は杉本大輔「2020年日本の判例動向」『難民研究ジャーナル』11号、2022年の「2. 2020年日本の難民判決事例(2)」参照。

6 「難民申請者の在留不許可『著しく不合理』 国に550万円賠償命令」『毎日新聞』2023年7月24日 [<https://mainichi.jp/articles/20230724/k00/00m/040/287000c>]。

7 難民研究フォーラムが16カ国における難民認定審査を実施する機関を調査した結果、「一次審査の審査機関が政府から独立している」、「不服申し立ての審査機関が、一次審査を担当した組織とは異なる組織(同組織内の別部門、別部署は含まない)」という条件のいずれも満たしていない国は、日本と韓国のみであった。

8 例えば、2023年5月30日には、参与員7人が記者会見を行い、臨時班による迅速審査について批判や疑問の声を挙げている。

前の2019年の人数（約3,119万人）と比較して大幅に減少しているため、その影響も大きいだろう。入国規制が段階的に緩和・撤廃された影響⁹、2023年以降は再び難民申請者の増加が予想される中、上陸審査時に難民申請を希望した者が適切に庇護されているかについては、今後も注視する必要がある。

2. 保護費の状況（難民申請者への生活支援金）

難民申請者のうち生活に困窮している者は、政府から委託を受けた難民事業本部（RHQ）から生活支援（保護費）を受給することができる。申請から受給開始までの期間は、2020年と2021年はそれぞれ平均92日と85日であったが、2022年は34日まで大幅に減少している。また緊急宿泊施設の入居者数も前年の4人から35人まで増加した。ただし、受給までの決定期間に算入されるのは、申請を受理してから受給開始決定までの日数である点には留意が必要である¹⁰。

そもそも現に困窮状態に陥っている人に対して、生活支援を行う仕組みである以上、待機期間が存在すること自体が制度的な問題であり、決定までの期間に定めがなく、その時々で決定までの期間が大幅に変わること自体が、制度上の不備を端的に示している。この点、生活保護の場合は法律で申請から決定までの期間に定めがある（14日以内）ことに加えて、支給決定時には申請日まで遡って保護費が支給される。一方、あくまでも行政措置である保護費は申請日まで遡及しない。そのため、申請から支給開始までの決定までの期間に生じる不利益を、難民申請者が負うこととなっている。

また、保護費の支給対象は原則初回申請者に限定されており、複数回申請者は生活に困窮していたとしても、保護費を受けることができない仕組みとなっている。それにもかかわらず、前章で示した通り、複数回申請者は原則として在留資格が制限されており、就労も認められていない。

しかし、2022年の日本の難民認定状況を見ると、難民認定者のうち5人、人道配慮による在留許可を得た者のうち217人は複数回申請の結果として認定された者である。この結果を踏まえると、複数回申請であることのみを理由に公的な支援を受けられない仕組みの課題は明らかであり、改善が求められる。

3. 第三国定住

コロナ禍の影響で停止されていた第三国定住の受け入れが3年ぶりに再開し、35人が来日した。2022年10月7日に第12陣として、マレーシア国内に一時滞在していたミャンマー難民16世帯（単身を含む）29人が来日したことが公表されている¹¹。2019年の閣議了解において政府は受け入れ人数を年間最大60人に拡大する方針を示している。また、これまでミャンマー出身者に限定されていた要件が緩和され、「アジア地域に滞在する難民」にまで対象を広げることとしている。難民の受け入れにかかる負担の分担は、難民条約の前文が掲げる国際協力の方針に沿ったものである。コロナ禍の影響で、閣議了解で示された方針はまだ実現できていないため、今後の取り組みが期待される。

加えて、JICAが実施するシリア難民に対する人材育成事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」（JISR）によって、UNHCRとの連携により、留学生として6人が受け入れられている。

4. 国別の受け入れ対応

(1)ウクライナからの避難者への対応

2022年2月のロシアによる侵攻後にウクライナから避難してきた人々に対しては、日本大使館などでの勤務経験や身元保証人の有無に関わらず、渡航費用を政府が負担して来日を支援し¹²、入国直後から「特定活動（1年・就労可）」が付与される特別対応がとられた。原稿執筆時点の2023年10月5日現在までの速報値で、この仕組みを利用して2,518人が来日している¹³。

ウクライナ侵攻後の対応はその迅速さと内容の双方において、過去に類を見ないものであった。ウクライナ侵攻が始まった2022年2月24日の6日後には岸田文雄首相が会見で「避難民」の受け入れを表明している。また、同年3月29日には、羽田次郎議員（立憲民主党）からの質問に答える形で、パスポートを持っていない場合も、所持していない理由が自らの責任でない場

9 日本の入国制限は段階的に緩和され、2022年10月11日に外国人の新規入国制限措置が撤廃された。訪日外国人の人数は大幅に増加し、2023年の入国者数は7月現在まで1303万人を突破した。

10 難民支援協会「難民申請者はどう生きてゆくのか？——公的支援「保護費」の課題と生存権」。

11 外務省「報道発表・第三国定住難民第12陣に対する定住支援プログラムの開始」。

12 渡航費用が負担できない場合のみ。政府以外にも、例えば日本財団が渡航費として1人当たり30万円を上限に支援するなど、日本に避難するためのサポートが実施されている。

13 ただし、一定数は入国後に第三国に出国、もしくは帰国しているため、同日時点での在留者数は2,085人である。

合は、日本領事館などにおいて旅券に代わる渡航証明書を発行する方針を示した¹⁴。入国後の在留資格に関しても、3月15日に古川禎久法務大臣（当時）が記者会見で、「短期滞在（90日）」から「特定活動（1年）」への変更を認めると発表した。在留資格の面だけでなく、身元引受人がない者に対する生活支援などをはじめ、閣議決定に基づく異例の対応が取られた。政府は「ウクライナ避難民受入支援事業」の委託にかかる経費として、2021年度に約5.2億円、22年度には約19億円の予備費の使用を決定している。

こうした方針のもと、入国直後から就労可能な在留資格が付与され、「日本語教育」「職業相談」「医療支援」などの支援を提供する仕組みが政府主導で構築されたことに加えて、自治体・企業等により継続的な支援パッケージも用意されている。少なくとも制度上は、避難から社会統合に至るまで包括的な支援が用意されていると言える。

ロシアによるウクライナへの攻撃はロシア＝ウクライナの国境周辺だけでなく、全土に広がっている。こうした状況や事案の重大さを踏まえれば、ウクライナ避難者に対して、特別措置を取ることは十分な合理性があると考えられる。ただし、戦争状態が長期化し、帰国できる目途が立たない中においては、かれらを一時的な避難者としてではなく、日本に定住する可能性のある人として捉えなおすことが求められる。2023年3月に行われたアンケート調査によると、避難者の8割程度が日常生活の日本語の会話が難しく、また半数以上が就労していない状況が明らかになっている¹⁵。まずは現状の支援政策の効果を分析したうえで、日本社会で尊厳が守られる生活が送れるように不断の検討が求められる。今後は、時間の経過とともに変化する避難者のニーズや生活状況、受け入れ社会側の要望や課題を反映したスキームにすることが望ましい。

(2) 本国の情勢不安を理由とする在留資格の付与

2022年はウクライナからの避難者に対する例外対応と並行して、前年にクーデターにより本国情勢が悪化したミャンマーとアフガニスタン国籍者への対応にも変化が見られた。しかし、その対応とウクライナ避難民への対応の間には顕著な差が見られる。

まず、両国への国別対応を概観する¹⁶。本国の情勢不安を理由に日本への在留を希望するミャンマー人に対しては、クーデター発生から約4カ月後の2021年5月27日に「緊急避難措置」の実施が発表され、対象者には「特定活動（6か月・就労可）」の在留資格が付与されることとなった（ただし、「自己の責めに帰すべき理由」がある場合は就労時間に制限が設けられた）。翌4月15日には、ミャンマー情勢に改善が見られないことを理由に在留期間が1年に延長された。

アフガニスタン人は、8月15日のカブール陥落を受けて、5日後に上川陽子法務大臣（当時）が退去強制令書が発付されている場合であっても、本人の意思に反する送還はしない方針を示したものの、ミャンマーのケースとは異なり、国籍別の在留資格上の特別措置は設けられなかった。同年9月にはチャーター機での日本への退避が行われた他、身元引受人の存在などを条件に、「短期滞在」の在留資格で入国を認める運用が示された。しかし、原則的に「留学」や就労可能なビザを来日前に取得することが求められており¹⁷、例外的に「短期滞在」のビザが発給されたケースも、入国後に「留学」や「教授」「技術・人文知識・国際業務等（技人国）」の長期滞在資格が得られる場合にのみに限られていた¹⁸。2023年9月現在までに約800人が日本に退避している¹⁹ものの、ウクライナからの避難者と比較すると顕著に少ない理由の1つには、入国前のパスポートやビザに対する政府の対応の差が挙げられるだろう。

また、チャーター機で来日した退避者をはじめ、緊急避難等を理由に「短期滞在」で来日した場合については、2021年10月1日の通達により、短期滞在から「特定活動（6か月）」、2022年2月16日の運用変更により「特定活動（1年）」への変更が可能になったものの、条件として、身元保証人が日本での生活支援及び将来的な帰国・出国費用を保証するというハードルが課された。

このように国別に異なる対応が取られていたが、2022年12月27日に運用が変更され、概ね統合される。「短期滞在」の在留資格で入国し、本国情勢を理由に日本での在留を希望するミャンマー人とアフガニスタン人が、入国から概ね180日経過していることを条件に、本人の申請に応じて「特定活動（1年）」を認める運用に変更された（希望すれば就労可）。しかしながら、

14 内閣参議208第29号2022（令和4）年3月29日「参議院議員羽田次郎君提出ロシアのウクライナ侵略を踏まえた日本政府によるウクライナ及びウクライナ人への人道支援に関する質問に対する答弁書」。

15 日本財団「日本財団ウクライナ避難民支援の現状報告及び避難民等の共生・活躍のための支援制度に関する提案書」[https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2023/09/wha_pro_sup_ukraine_in_jap_05.pdf]。

16 詳細は、山田光樹「2021年難民動向分析－日本－」『難民研究ジャーナル』12号、2023年を参照。

17 小川玲子「アフガニスタンからの元留学生の退避と大学」『Mネット』223号、2022年、20～21頁。

18 折居徳正「第三国への補完的道筋による難民受け入れの規範形成と日本での展開」『Mネット』223号、2022年、18～19頁。

19 「殺されるかもしれないのに、外務省は『早く帰った方がいい』と…… タリバン復権から2年、在日アフガン難民800人は今」『東京新聞』2023年9月17日[<https://www.tokyo-np.co.jp/article/277876>]。

「少なくとも1年間、申請人（中略）が本邦において安定した生活を送るのに必要な滞在費を含む一切の支援を行う」身元保証人の存在が条件になっており、日本がかれらを庇護しているとは言い難い²⁰。同旨の通知は、2023年2月7日の通知によりシリア出身者にも同様の対応が行われていることが確認できる。その後、同年7月14日にはスーダンからの避難者に対しても発出されたことにより、国別対応は、ウクライナを除き、ほぼ同じ取扱いに統一されたといえる。

ミャンマー人やアフガニスタン人に対する対応は事案発生から、在留資格上の特別措置決定までの期間だけでなく支援内容においてもウクライナからの避難者への支援と比べて著しく劣後している。

さらに、昨年12月27日に形作られた本国情勢を理由に特別に在留を認める場合のスキームの実効性にも疑問が残る。端的に言えば、来日後一定期間「短期滞在」などの資格で在留したうえで、「特定活動（1年）」に在留資格を更新し、それを維持しながら本国情勢の改善を待つ仕組みであるが、そもそも避難の入り口となるビザの発給段階での特別措置や配慮が、ウクライナからの避難者とは異なり、示されていない点は大きな課題である。

新規入国者の在留資格の統計をみると、2021年から2022年にかけて、日本に入国したアフガニスタン人は612人から3,389人に増加した一方で、短期滞在での入国者数は245人から128人に減少している（約3.8%）。来日数の増加は、いわゆる高度外国人材に該当する「技人国」（15人⇒1,097人）と「家族滞在」（82人⇒1,387人）での入国者の増加によりものである。

ミャンマーからの入国者も2021年の1,882人から23,751人に急増した。ミャンマーは旅行や親族訪問などを目的とした「短期滞在」での来日が活発であったため、人数はコロナ禍前と同水準である。しかし、新規入国者の内訳をみると、コロナ禍前の2018～2019年には半数以上を占めていた「短期滞在」の割合は8.4%まで減少している。代わりに顕著に増加したのが、「留学（4,237人：2019年比421%）」、「技人国（2,363人：同201%）」、「技能実習1号口（11,564人：同180%）」などである。一方で、2022年のウクライナからの入国者の在留資格は全体の82%（2,873/3,472人）が「短期滞在」であった。

在留資格別の新規入国者数のみを根拠に、各国からの避難者の状況を十分に分析することはできないが、入国前の段階におけるパスポートやビザに対する政府の柔軟な対応の有無などが、避難を目的に「短期滞在」で来日すること自体のハードルの高さに看過しがたい差異を生じさせているように推察される。また、入国後の公的支援の有無なども、日本への避難が現実的な選択肢となり得るかを左右する重要な要素である。こうした来日前から来日後まで続く対応の差が、一方で緊急避難等を理由とした「短期滞在」でのウクライナ人の退避を容易にし、もう一方で、大多数のアフガニスタンやミャンマーからの避難者には「留学」や「技人国」、「技能実習」など別の在留資格を得て来日せざるを得ない状況を生み出している可能性は否定できない。さらに言えば、在留資格を得られないがゆえに、避難すること自体ができない状況に追い込まれている人が存在するという懸念もある。

本国から日本へ避難する移動に立ちはだかる壁に加えて、難民保護の視点から重要なのは、こうした形で日本に避難することが難民条約上の保護と連結していないことである。「技能実習」と「留学」はいずれも就労先や就学先を失った場合など、在留資格を取り消される可能性がある。技人国の場合でも、更新時に就労先がなければ在留資格を継続することはできない。本国情勢を理由とする「特定活動」の付与についても、あくまでも「当面の間」の対応であるため、政府が本国情勢が改善したと判断した場合など運用が変更されれば、一律に更新ができなくなる可能性もある。何らかの理由で在留資格が途切れれば、帰国を余儀なくされる可能性が常に存在している。他方で、難民として認定されている場合は、難民条約1条c項に基づいて難民の地位を終止する場合を除き、継続的に保護されることが条約上の権利として認められている。本国情勢が急激に悪化した際に、簡便な手続きで広く在留を認める仕組み自体は有益ではあるものの、こうした形で在留許可は難民条約の保護を代替し得るものではない。

本来であれば、帰国が困難であることが明らかな場合は、まずは簡便な手続きで一律に在留を認め、その延長線上で難民としての保護の要否を審査することが望ましいだろう。

しかし、現行の制度ではウクライナからの避難者を含めて、本事情を理由に緊急避難措置等で日本に逃れた人や、出身国への帰国が困難になった人が、難民としての保護を求めることを前提に制度が設計されていない。つまり、本国情勢を理由に日本への在留を許可する国別の運用と難民認定制度はパラレルに存在している。両者がどちらも本国で保護を受けられない人の保護を目的とした仕組みであることを踏まえると、制度的な一貫性を欠いているといえるだろう。

本国情勢により緊急避難の必要性や、帰国の困難さが明らかな自体が発生した場合に、より効果的な保護を提供するためには、ウクライナからの避難者の対応を踏まえて、来日前の壁に着目し、日本への避難を求める人の保護に向けたより積極的な取り組みを講じることに加えて、緊急避難した人たちのなかに含まれる条約上の難民を適切に認定していくための仕組み作りが今後の課題である。

山田光樹（難民研究フォーラム）

20 ただし、これまで求められていた在留資格の更新時の身元保証人の要件は廃止されたため部分的には改善したといえる。